

指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 (主たる営業所所在地)	措置要件 (要綱第2条第1項別表の該当号)	備考
令和7年5月7日から 令和7年9月21日まで	4.5か月	新明和工業株式会社 (兵庫県宝塚市)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和7年6月16日から 令和7年12月15日まで	6か月	株式会社城南開発興業 (八幡市)	過失による粗雑な建設事業等 (別表第1の1の項中(2)－ア)	
令和7年6月16日から 令和7年12月15日まで	6か月	株式会社原田組 (京都府城陽市)	過失による粗雑な建設事業等 (別表第1の1の項中(2)－ア)	要綱第3条第1項 適用
令和7年8月29日から 令和7年9月28日まで	1か月	株式会社白川工業 (京都府宇治市)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4の項中(4)－イ)	

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱